

# 11月は児童虐待防止推進月間

問子育て支援課 ☎ (93) 4498

児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」として、全国で啓発活動を行っています。市でも、地域ぐるみで声を掛け合い、子ども達を虐待から守りましょう。

## ■子どもや保護者がこんなサインを出していたら

児童虐待の疑いがあるかもしれません。

### ▼子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声がある
- 夜遅くまで一人で家の外にいる
- 表情が乏しい、活気がない
- 衣類やからだがいいつも汚れている
- 落ち着きがなく乱暴である
- 不自然な傷や打撲のあとがある など

### ▼保護者について

- 地域の人などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子どもへの声掛けが荒っぽい など

## ■子育てに悩んでいたら

子育てをするのは上手くいかないこと、大変なことがたくさんあります。悩みがあったり、行き詰ったら、誰かに助けを求めましょう。家庭児童相談室では、子どもについての様々な相談を受け付けています。ご家族にとって最善の方法が見つかるようにお手伝いします。ぜひご相談ください。

## ■オレンジリボンを知っていますか？

オレンジリボンには「児童虐待防止」というメッセージが込められています。

オレンジ色は子ども達の明るい未来を表しています。



児童に関する相談・児童虐待の通告・相談 相談・連絡者や内容に関する秘密は守られます。匿名も可能です。

●子育て支援課家庭児童相談室 ☎ (93) 4498 ●児童相談所虐待対応ダイヤル (24時間365日対応) ☎ 189

●千葉県子ども・家庭110番 (24時間365日対応) ☎ 043 (252) 1152

イチハヤク

# 11月は動物による危害防止対策強化月間

問い合わせ先 ○印旛保健所 (健康福祉センター) 成田支所 ☎ (26) 7231 ○県動物愛護センター ☎ (93) 5711

令和2年度は、人が犬にかまれる事故が県内で175件発生しました。次のことに注意し、動物による事故などを防止しましょう。

■犬の放し飼いは禁止です。犬を散歩させるときは、犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。万が一、犬が人をかんでしまったときは、飼い主が保健所に届け出てください。

■犬の登録と狂犬病予防注射 登録と年1回の狂犬病予防接種は法律で定められた飼い主の義務です。

■猫は屋内で飼う 糞尿や鳴き声などの被害を防止でき、感染症や交通事故から猫を守ることができます。

■犬猫合わせて10頭以上飼う場合は、保健所へ届け出が必要です。

■ペットには迷子札などをつける 迷子札やマイクロチップをつけ、首輪などに連絡先の電話番号などを記入しましょう。

■一部のサル、ヘビなどの特定動物を飼うことは原則禁止されています。

■動物が飼えなくなったとき 新しい飼い主を探してください。保健所や動物愛護センターでは飼い主探しの手伝いをしています。



## 秋の火災予防運動週間 11月9日～15日

問消防本部予防課 ☎ (92) 1313

～おうち時間 家族で点検 火の始末～

この時期は、ストーブなどの暖房器具を使用することが多くなりますので、暖房器具の取り扱いには十分注意し、火災を起こさないように気を付けましょう。また、就寝前の火の元の点検をお願いします。

★住宅防火 いのちを守る 10のポイント

### －4つの習慣－

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを掃除し、不必要なプラグは抜く。

### －6つの対策－

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具・衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

